

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月30日

【会社名】 日本化学産業株式会社

【英訳名】 NIHON KAGAKU SANGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柳 澤 英 二

【本店の所在の場所】 東京都台東区下谷二丁目20番5号

【電話番号】 03(3873)9223(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部 総務部長 百 瀬 譲

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区下谷二丁目20番5号

【電話番号】 03(3873)9223(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部 総務部長 百 瀬 譲

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
日本化学産業株式会社大阪支店
(大阪市中央区北浜東1番26号 大阪日精ビル5階)
日本化学産業株式会社名古屋支店
(名古屋市中区新栄二丁目16番13号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置を取る旨の規定および書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

第2号議案 取締役9名選任の件

柳澤英二、野瀬賢造、太田武之、角谷博樹、山田 修、小野村 勲、吉成昌之、鉢村 健、滝 順子を取締役に選任するものであります。

第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額150百万円以内(うち社外取締役50百万円以内)、監査役の報酬額を年額35百万円以内に改定するものであります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役9名及び監査役4名に対し、役員賞与総額40,000千円(取締役分34,940千円(うち社外取締役4,800千円)、監査役分5,060千円(うち社外監査役4,326千円))を支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成割合(%) |
|-------------------------------|------------|------------|------------|-------|--------------------|
| 第1号議案 定款一部変更の件 | 173,758 | 1,300 | | (注) 1 | 可決 99.26 |
| 第2号議案 取締役9名選任の件 | | | | | |
| 柳澤英二 | 151,790 | 23,268 | | (注) 2 | 可決 86.71 |
| 野瀬賢造 | 153,143 | 21,915 | | | 可決 87.48 |
| 太田武之 | 153,139 | 21,919 | | | 可決 87.48 |
| 角谷博樹 | 153,162 | 21,896 | | | 可決 87.49 |
| 山田 修 | 153,159 | 21,899 | | | 可決 87.49 |
| 小野村 勲 | 153,158 | 21,900 | | | 可決 87.49 |
| 吉成昌之 | 153,087 | 21,971 | | | 可決 87.45 |
| 鉢村 健 | 153,125 | 21,933 | | | 可決 87.47 |
| 滝 順子 | 153,312 | 21,746 | | | 可決 87.58 |
| 第3号議案 取締役及び監査役の 報酬額改定の件 | 173,447 | 1,611 | | (注) 3 | 可決 99.08 |
| 第4号議案 役員賞与支給の件 | 171,927 | 3,131 | | (注) 3 | 可決 98.21 |

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上